| 今、知りたい! ||

専門家に聞いてみた

法教育②

- 『法教育教材集』で「契約」を学ぼう!-



1 はじめに

前回は、「バスケットボール部のルールを考えよう」を題材に、ルールの意義や必要性を扱う際の視点をお伝えしました。

今回は、契約を取り上げます。契約自体は法制度ですが、『社会科中学生の公民』(以下、教科書)では「第3部 経済」に位置づけて教えます。私は経済の専門家ではありませんので、ここでは「法教育の視点から契約や経済を考える」とのテーマで、私なりの考えをお伝えしたいと思います。

② 学習の中に 「契約」をどう位置づけるか

学習指導要領において「契約」は、A「(2) 現代社会を捉える枠組み」に出てきます。ここでは「契約を通した個人と社会との関係(中略)について多面的・多角的に考察し、表現すること」と記載されています。自由な存在である一人ひとりが、契約という法的な約束をして拘束関係に入ることにより、他者や社会と繋がっていくことになります。すなわち、契約は、人が他者や社会と接点を持つ道具なのです。

今回の学習指導要領では、経済分野の見方・考え方として、新しく「分業と交換」が示されました。しかしながらよく考えてみると、見知らぬ人との間で「分業と交換」が成り立つことは不思議だとは思いませんか。これを制度として支えているのが、実は契約なのです。

これまでの学校教育では消費者の保護との関係で契約を扱ってきましたが、契約が経済活動の基盤となっている視点を持つことは、より広い視野で授業を進めることに寄与するものと思われます。

3 法教育から見た 経済分野の視点

教科書の「第3部 経済」が扱う内容は広範ですが、法教育的には、「自由」と「公正」の2つの視点が大切だろうと考えています。

まず、わが国の資本主義経済を支える大前提は自由です。市民革命はブルジョアジーがこの自由を求めるために起こした政治変革であり、人権はその訴えを普遍化したものでした。ちなみに学習指導要領の見方・考え方に即していえば、自由は「対立」の前提となる価値です。

次に、経済活動は費用対効果、すなわち効率を重視します。私的な活動において「いかに効率よく儲けるか」を追及するのは合理的な思考です。しかしながら、そのような経済活動は時に行き過ぎがあり、この場合のゆがみを是正して市場に公共性を持たせることが求められます。学習指導要領の見方・考え方に即していえば、「効率」に対する「公正」の視点となります。

このように見ていくと、経済の理解の根底には、教科書の第2部第1章「日本国憲法」で学んだことが横たわっていることが分かります。このような視点を持って経済の授業を組み立てていただくと、学び全体の関連性が増し、より深い学習になるものと思われます。

『法教育教材集』を 活用しよう!

では今回は、法教育教材集の中から「ワンク リックで契約成立?」を見てみましょう。なお この教材は、契約を身近に感じるとともにその 基本的な知識の習得を目指すものでありますが、 これまで述べた大きな視点を踏まえて授業して いただければと思います。

生徒が生活の中で直面する契約問題を主体的

おすすめサイト

- 日弁連 (https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/education.html)
- ■法教育フォーラム (http://www.houkyouiku.jp/)
- ■帝国書院『法教育教材集』

(https://www.teikokushoin.co.jp/houkyouiku/index.html)



日弁連





法教育フォーラム

『法教育教材集』

に考えられるようになるには、契約の基本構造を理解しておくことが必要です。そこでまず本教材では、ワークシート(図)の1項と2項において、この点を確認します。ここでは、契約が成立した場合の効果(相手に請求できること〈権利〉・相手のためにしなければならないこと〈義務〉)を意識して欲しいと思います。なぜならば、現実の経済活動では、この効果を念頭に置いて、相手と契約関係に入っていく(あるいは相手から契約締結を求められる)からです。

続いてワークシート3項と4項では、1項・ 2項で習得した契約の基本構造を活用して実際 の事例を考えます。4項では、ゲーム会社の立 場など多角的に検討させることにより、社会を 支える契約の役割について理解を深めます。

最後に、ワークシート5項と6項で、契約に 関する生徒の思考を深める作業をします。

このように授業はシンプルですが、「弁護士からのアドバイス」では教師の皆さんが不安なく契約の授業に臨むための情報をコンパクトではありますがしっかり盛り込むことを心掛けました。具体的には、契約が自由を基礎としていること、契約に法的拘束力があることによって分業と交換が成り立つこと、消費者契約の一定の類型では公正の観点から契約自由の原則が修正されていることなど、先ほどお伝えしたことは解説で言及しています。また、インターネット取引の特徴や契約の授業で押さえておきたい法律の条文も列挙しました。

ところで、教科書p.123~124「技能をみがく7」では、同じような流れで契約について考えるコーナーが掲載されています。したがって、授業でこのコーナーを活用する際には法教育教材集の解説は参考になるはずです。もちろん、このコーナーに代えて法教育教材集を利用されてもよいでしょう。

専門家の先生

弁護士 村松 剛 先生

日本弁護士連合会 市民のための法教育委員会 委員長。元 神奈川県弁護士会 副会長。元 法 務省 法教育推進協議会 委員(2008~2019年 度)。著書に、『中学校のための法教育11教材』 (東洋館出版 2018年)ほか多数。



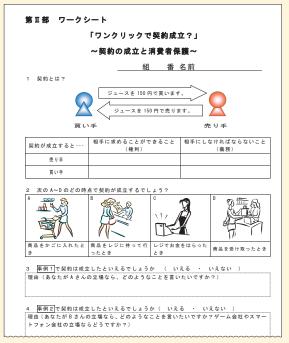


図 ワークシート

5 むすびに

契約は技術・家庭科でも扱いますので、そことの連携ができれば、より高い学習効果が期待できます。その場合、技術・家庭科では、個人が選択・判断する際の視点の習得が中心となり、社会科では、契約の社会的意義や役割の理解が中心になると思われます。

また、高等学校の「公共」では、「多様な契約」を取り上げるとされています。これは、前述の通り、人が社会に参画し自己実現を図る道具として、契約に関する理解が重要だからです。したがって、中学校段階では、契約の基本的な構造とその役割をしっかり教えることが大切と考えます。なお、法教育教材集「"成績UP!"って書いてあったよ!」は、契約の基本構造を押さえつつ、賃貸借契約、雇用契約、請負契約及び委任契約の各特徴を解説しています。よろしければそちらもご覧ください。

* 『法教育教材集』については、本誌裏表紙もご覧ください!